の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（児童の状況把握を目的として、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は法第三十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

［一～七　略］

第三十六条の四十八　［略］

［②］　法第三十四条の二十二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第三十四条の二十二第二項の基準に適合していることを証する書類

二　その他都道府県知事が必要と認める書類

［③］　略］

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［略］

の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（児童の状況把握を目的として、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

［一～七　同上］

第三十六条の四十八　［同上］

［項を加える。］

［②］　同上］

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［同上］

第一号様式（第六条の六関係）

第三十六条の四十一第四項及び第六項	都道府県知事	
第三十六条の四十二	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	
第三十六条の四十三		
第三十六条の四十四		
第三十六条の四十六第二項及び第四項		
第三十六条の四十七		
第三十六条の四十八第一項及び第二項		
第三十六条の五十		
第三十六条の五十一		

［略］

第三十六条の四十一第四項及び第六項	都道府県知事	
第三十六条の四十二	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	
第三十六条の四十三		
第三十六条の四十四		
第三十六条の四十六第二項及び第四項		
第三十六条の四十七		
第三十六条の四十八第一項		
第三十六条の五十		
第三十六条の五十一		

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第一号様式を次のように改める。

指定保育士養成施設卒業証明書

氏　名
生年月日

児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設において児童福祉法施行規則第六条の二の三第一項第三号の修業教科目及び単位数を同号の方法により履修して卒業した者であることを証明する。

年　月　日

学校（施設）所在地
学校（施設）名称長名　㊞

（　年　月　日　第　号指定）